

## 料金表

### 水道料金（一般用）

上段は1か月当たり（2か月当たり）

種別	水 量	メーターの口径	金額
基本料金	0㎡ 8㎡ ( 0㎡～ 16㎡ )	20ミリメートルまで	800円 (1,600円)
		25ミリメートル	1,000円 (2,000円)
		30ミリメートル	3,000円 (6,000円)
		40ミリメートル	4,000円 (8,000円)
		50ミリメートル	8,000円 (16,000円)
		75ミリメートル	30,000円 (60,000円)
		100ミリメートル	100,000円 (200,000円)
		150ミリメートル	400,000円 (800,000円)
		250ミリメートル	650,000円 (1,300,000円)
超過料金 (1㎡につき)	9㎡ 10㎡ ( 17㎡～ 20㎡ )	一律	75円
	11㎡ 20㎡ ( 21㎡～ 40㎡ )		155円
	21㎡～ 30㎡ ( 41㎡～ 60㎡ )		215円
	31㎡～ 40㎡ ( 61㎡～ 80㎡ )		260円
	41㎡～ 50㎡ ( 81㎡～ 100㎡ )		300円
	51㎡～ 100㎡ ( 101㎡～ 200㎡ )		330円
	101㎡～ 500㎡ ( 201㎡～ 1,000㎡ )		350円
	501㎡～ ( 1,001㎡～ )		360円

### 水道料金（湯屋用及び臨時用）

種別	メーターの口径	金額	
基本料金	湯屋用及び臨時用	20ミリメートルまで	50円
		25ミリメートル	70円
		30ミリメートル	200円
		40ミリメートル	300円
		50ミリメートル	2,000円
		75ミリメートル	2,300円
		100ミリメートル	3,000円
		150ミリメートル以上	12,000円
超過料金 (1㎡につき)	湯屋用	-	60円
	臨時用	-	700円

上記料金表により算定した額に、消費税・地方消費税相当額が加算されます。（算出額1円未満切り捨て）

用途	適用基準
一般用	湯屋用、臨時用の適用基準以外のもの
湯屋用	公衆浴場法(昭和23年法律第139号)による許可を受けた公衆浴場のうち、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)第11条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により、大阪府知事が定める入浴料金の統制額の適用を受けるものの用に供するもの
臨時用	工事中、その他臨時の用に供するもの